

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、定期監査の結果を次のとおり公表する。

平成31年2月28日

南三陸町監査委員 芳 賀 長 恒

南三陸町監査委員 後 藤 清 喜

(別紙)

第1 監査を執行した監査委員

南三陸町監査委員 芳賀長恒

南三陸町監査委員 後藤清喜

第2 監査の概要

(1) 監査執行期日及び対象課等

監査等 執行期日	対象課等及び関係書類等	備考
平成31年 2月7日 ～ 2月20日	下記対象課等所管 委託業務関係書類（抽出） 使用賃借契約関係書類（抽出）	予備監査
2月21日	企画課、環境対策課、復興推進課、 上下水道事業所、総合支所	監査委員監査
2月22日	保健福祉課、教育総務課、町民税務 課、出納室	監査委員監査

(2) 監査の対象とした事項及び範囲

平成30年度における各所管課の財務に関する事務の執行等の状況
について

(3) 監査の方法

1) 事前手続

ア 南三陸町監査基準等に基づく関係資料及び事務事業に関する関係
書類の提出を求めた。

① 南三陸町監査基準等に基づく関係資料

- a 委託料内訳表
- b 使用料及び賃借料内訳表

② 事務事業に関する書類等

- a 業務委託契約に関する書類
- b 使用賃借契約に関する書類
- c 出勤簿
- d 年次有給休暇届

2) 実施手続

ア 予備監査

- ① 関係資料について内容を精査し、抽出の上、関係書類の提出を求めた。
- ② 関係書類等に基づき、予備監査を実施した。

イ 監査委員監査

所管課職員の出席を求め、関係資料等の調査を行うとともに、財務に関する事務の執行等の状況について、説明を聴取した。

(4) 監査の着眼点

1) 共通事項

- ア 予算の執行は計画的かつ効率的に行われているか
- イ 事務処理で関係法令等に違反するものはないか
- ウ 関係書類及び帳簿等は適正に整備されているか

2) 個別事項

ア 予備監査

- ① 委託契約関係事務
 - a 委託業務に関する事務手続は適正か
 - b 委託料の算定根拠は明確か
 - c 委託業務完了後の履行確認は適正になされているか
- ② 使用貸借契約関係事務
 - a 貸借契約締結に関する事務手続は適正か
 - b 貸借期間、貸借料その他契約内容は適正か
 - c 貸借物件は、その目的に沿って使用されているか

イ 監査委員監査

- ① 所管課聴取監査
 - a 平成30年度における事務事業の執行状況について
 - b 収入・支出事務の状況について
 - c その他財務に関する事務の執行等の状況について

第3 監査の結果

1) 委託契約関係

委託事務手続、関係書類の整備等、おおむね適正に行われているものと認められた。

2) 使用貸借契約関係

契約関係事務等について、おおむね適正に行われているものと認められた。

3) 所管課聴取監査

財務に関する事務の執行状況等について説明を聴取した結果、事務処理はおおむね適正に行われているものと認められた。

第4 結び

各所管課においては、本年度における財務に関する事務の執行等が、おおむね適正に行われていると認められるものである。

今後も、計画的、効率的な予算執行に留意されるとともに、関係法令等の規定に基づく適正な事務処理に一層の配意がなされることを望み、結びとする。